

焼津市規則第13号

焼津市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、焼津市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年焼津市規則第12号）第3条第1項第1号アに規定する訪問型サービス（第1号訪問事業）のうち介護予防訪問介護相当サービス、共生型介護予防訪問サービス及び訪問型サービスA並びに同号イに規定する通所型サービス（第1号通所事業）のうち介護予防通所介護相当サービス、共生型介護予防通所サービス及び通所型サービスAを行う事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、政令、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）及び焼津市介護予防・日常生活支援総合事業における人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（平成29年焼津市規則第14号。以下「基準規則」という。）で使用する用語の例による。

(指定に係る申請者の要件)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定による申請を行うことができる者は、法人（その役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないものに限る。）とする。

(指定の申請)

第4条 法第115条の45の5第1項の規定による指定の申請（以下「指定申請」という。）は、第1号様式による指定申請書により行うものとする。

(指定事業者の指定等)

第5条 市長は、指定申請があった場合は、速やかに指定の審査を行い、その結果を当該指定申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定をしないものとする。

- (1) 申請者が第3条に規定する法人でないとき。
- (2) 指定申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、基準規則で定める基準を満たしていないとき。
- (3) 申請者が基準規則で定める設備及び運営の基準に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (4) 申請者の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者で、その名称を問わず、法人に対し支配力を有するものをいう。以下同じ。）のうちに

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者があるとき。

(5) 申請者が、法又は政令第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(6) 申請者が、政令第35条の3各号に掲げる労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(7) 申請者が、法第7条第9項に規定する社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（以下この号において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

(8) 申請者が法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（その役員等が次に掲げる者である法人を含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると市長が認める場合を除く。

ア 法第115条の45の9の規定により指定を取り消された法人の役員等（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内において、当該法人の役員等であった者に限る。）であって、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの

イ 法第115条の45の9の規定により指定を取り消された事業所の管理者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内において、事業所の管理者であった者に限る。）であって、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの

(9) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると市長が認める場合を除く。

(10) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないこ

とを決定する日までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- (11) 前号に規定する期間内に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (12) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等又は第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (13) 申請者の役員等に、第5号から第7号まで、第10号又は第12号のいずれかに該当する者がいるとき。
- (14) 当該事業者を指定することにより、介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じるとき。

3 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（指定の有効期間）

第6条 省令第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。

（変更の届出等）

第7条 指定の申請事項の変更に係る届出は、第2号様式による変更届出書により、再開に係る届出は第3号様式による再開届出書により行うものとする。

2 事業の廃止又は休止の届出は、第4号様式による廃止・休止届出書により行うものとする。

（指定の更新の申請等）

第8条 法第115条の45の6の規定による指定の更新の申請は、第5号様式による指定更新申請書により行うものとする。

2 法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5の規定により指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定の更新に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（事業所に関する情報の提供）

第9条 市長は、第4条及び第7条から前条までの規定による指定又は届出の受け付け（以下「指定等」という。）をしたときは、静岡県、静岡県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供するものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定の有効期間が満了する日
- (4) 事業開始年月日

- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他必要な事項

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の指定を受けようとする者は、この規則の施行前においても指定の申請を行うことができる。

3 市長は、前項の申請があった場合には、この規則の施行前においても指定をすることができる。この場合において、当該指定の効力は、この規則の施行の日に生ずるものとする。

(指定の有効期間に関する経過措置)

4 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により法第115条の45の3第1項の指定事業者の指定を受けたものとみなされた者に対する平成30年4月1日以後に行われる法第115条の45の6の規定に基づく最初の指定の更新に係る第6条の規定の適用にあつては、同条中「6年」とあるのは、「現に介護予防訪問介護事業者又は介護予防通所介護事業者として指定を受けている期間について指定を受けた日（指定の更新を受けた場合にあつては、指定の更新の日）から起算して6年」とする。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。